

食品営業施設の衛生管理に関する基準が厚生労働省令で定められたことに伴う「横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例」の廃止について ～皆様のご意見を募集します～

食品営業施設の衛生管理に関する基準は、これまで食品衛生法に基づき、各自治体の条例で定められていましたが、国はこの基準を全国一律のものとするため、食品衛生法を一部改正して、各自治体は国が厚生労働省令（以下、省令とします。）で定めた基準により運用することとなりました。

これにより本市でも、令和3年6月1日以降は、国が省令で定めた基準に従って食品営業施設の衛生管理を行うこととなりますので、「横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例」を廃止する予定です。なお、国が省令で定めた基準の項目と、これまでの本市の条例の基準の項目は、大きく変わるものではありません。

つきましては、このことについて、市民の皆様からのご意見を募集します。

意見募集期間

令和2年10月26日（月）から令和2年11月24日（火）まで

資料の閲覧・配布場所

- 市民情報センター、健康福祉局食品衛生課、各区役所生活衛生課、本場食品衛生検査所、食肉衛生検査所
- 横浜市ホームページ「食の安全ヨコハマWEB」でもご覧いただけます。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/shoku/yokohamaWEB/hourei/joreiikenkoubo.html>

意見提出方法

配布資料に添付の「意見提出書」にご意見をご記入の上、次のいずれかの方法によりご提出ください。

- 電子メールの場合
《メール送付先》kf-syokuhineisei@city.yokohama.jp 横浜市健康福祉局食品衛生課 宛
- 郵送の場合
《郵送先》〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市健康福祉局食品衛生課 宛
- ファクシミリの場合
《FAX番号》045-550-3587 横浜市健康福祉局食品衛生課 宛

今後の予定

- いただいたご意見の概要と、それに対する横浜市の考え方を後日ホームページにて公表します。
- いただいたご意見を踏まえ、議案を市会に提出する予定です。

お問合せ先

健康福祉局食品衛生課長 牛頭 文雄 Tel 045-671-2435